

部会ニュース「7-64」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

▼目次

1. 24年度介護報酬改定、効果検証の調査結果を公表 厚労省
 2. 介護事業所等の経営の協働化・大規模化のGLを策定 厚労省
 3. 災害時の保健・医療・福祉連携、「厚労省支援チーム」設置へ
-

1. 24年度介護報酬改定、効果検証の調査結果を公表 厚労省

- ・厚生労働省は18日、社会保障審議会介護給付費分科会の「介護報酬改定検証・研究委員会」に、「2024年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（25年度調査）」の結果を報告した。調査では、▽高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況▽24年度介護報酬改定におけるLIFEの見直し項目及びLIFEを活用した質の高い介護の更なる推進▽一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入▽介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりの4つの調査研究事業について結果が報告された。
- ・生産性の向上・働きやすい職場環境づくりの調査は、24年度介護報酬改定施行後の効果検証を行い、今後の介護現場の生産性向上の方策を検討するため課題などを整理する目的で実施された。調査対象は、全介護保険サービスで、回収数は6,876件、回収率は35.30%だった。
- ・同調査の介護テクノロジーなどの導入状況では、「介護テクノロジー利用の重点分野」「ウェアラブルデバイス」「職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（インカムなど）」のいずれかを導入していると回答したのは、介護老人福祉施設が最も高く90.5%、次いで介護老人保健施設の85.3%、短期入所療養介護の85.0%の順となった。また、居住系、入所・泊まり系における「介護業務支援機器」の導入率は56.4%となり22年度調査の10.2%から46.2ポイント増加した。
- ・24年度介護報酬改定で新設された「生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ」は、テクノロジー導入と業務改善の継続的な取り組みを評価する加算で、介護現場の生産性向上を支援することを目的に、ICT機器や介護ロボットの導入、委員会の設置、業務改善の成果確認などが要件に設定されている。

- ・「生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ」の算定状況については、介護予防特定施設入居者生活介護における算定率が最も高く 8.7%、次いで特定施設入居者生活介護の 7.9%だった。「加算Ⅱ」については、介護老人保健施設における算定率が最も高く 33.2%、次いで、短期入所療養介護（介護老人保健施設）が 32.4%。同加算を算定していない事業所に今後の加算算定について聞いた質問には、「今後検討予定」が 28.4%、「検討している」が 26.4%だった。
- ・また、24 年度介護報酬改定で、生産性向上に先進的に取り組む特定施設（介護付き有料老人ホームなど）の指定を受けた施設は、看護・介護職員の人員配置基準が、現行「利用者数：介護職員が 3：1」を常勤換算で「3：0.9 以上」へと特例的に緩和された。人員配置の柔軟化適用を望む事業所は、基準通知を確認のうえ指定権者に届出書を提出するが、26 年 1 月中旬時点で、自治体から厚労省への届出は計 27 施設にとどまった。
- ・井上由起子委員（日本社会事業大学専門職大学院教授）は生産性向上推進体制加算Ⅰについて、成果確認報告などの要件の負担が「かなり大きい」として、「今後改善が必要」との考えを示した。
- ・松田晋哉委員長（産業医科大学教授）も井上委員の意見に同意し、「テクノロジー導入による効果ははっきりと表れているのであれば、追加の報告を求めなくてもいいのではないか」と意見を述べた。今後は、集められたデータを分析し「どのような効果があったのか、エビデンスを積み上げることが重要」と言及した。

○第 32 回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会
 (Web 会議) 資料 令和 8 年 2 月 18 日 (水)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65393.html

2. 介護事業所等の経営の協働化・大規模化の GL を策定 厚労省

- ・厚生労働省はこのほど、「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化の進め方ガイドライン (GL)」を策定し、1 月 30 日付で都道府県などに事務連絡した。協働化・大規模化の 16 の事例をもとに、法人・事業所が自らの状況を確認しながら検討を進める際の考え方や手順などを示した。
- ・介護施設・事業所が介護従事者不足やサービス需要の変化などの課題に対応し、地域のニ

ーズに応じたサービスを安定的に提供し続けていくためには、介護テクノロジー等を活用した生産性向上や協働化・大規模化等を通じた経営改善の取り組みが必要不可欠。国も協働化・大規模化を推奨しており、2026年度介護報酬改定では「介護職員等処遇改善加算 I、II」に生産性向上や協働化（社会福祉連携推進法人への所属など）に取り組む事業者を対象にした上位区分を新設することが決まっている。

- ・GLは、まず協働化を「複数の法人・事業所が組織的な連携体制を構築し、間接業務の効率化や施設・設備の共同利用、人材確保、人材育成、災害対応、地域貢献等を協働して実施していくこと」、大規模化を「利用者定員の拡大や事業所の増設、介護保険サービスやその他事業への展開、複数の法人間での合併や事業譲渡等により、規模の拡大を行うこと」と定義。
- ・その上で、協働化・大規模化それぞれについて、▽必要とされる背景▽具体的な取り組み内容▽実施によりもたらされる効果▽進め方ーなどのポイントをわかりやすく整理した。
- ・例えば協働化については、▽仲間をつくる（他法人・事業所とのつながりをつくる、つながりを深める、課題や目標を共有する）▽協働化を検討する（取り組む内容・体制・形態を考える）▽協働し、PDCAを回す（協働化の結果を振り返り、良かった点や改善点を抽出するなどPDCAを回していく）ーの3つのステップで進めていくことを提言した。
- ・実際に協働化を行った法人・事業所へのヒアリング調査やアンケート調査の結果も掲載。協働化の取り組み内容では、「合同研修等の実施」や「職員（従業員）の人事交流」、協働化の効果では、「合同研修等を通じ、職員のスキルアップをしやすくなった」、「自事業所のサービス提供の効率化が図れた」といった回答が多かったことを紹介した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1466

「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化の進め方ガイドライン」について

令和8年1月30日 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001646852.pdf>

3. 災害時の保健・医療・福祉連携、「厚労省支援チーム」設置へ

- ・厚生労働省は24日に開催された「災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会」に報告書の取りまとめ案を提示した。取りまとめ案では、▽被災都道府県を後方支援する厚生労働省の体制強化▽被災自治体の対応力向上のための施策－について、課題と今後の方向性を整理しており、厚労省は、今後の災害対応体制強化の政策的・実務的な基礎資料として活用する方針を示している。
- ・体制強化策として、「厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム」（以下、厚労省支援チーム）を厚労省内に新設することを明示した。
- ・厚労省支援チームは、指揮系統・連絡網の中核となり、被災現場と国、他省庁・活動チームなどを繋ぐ実働的で柔軟な司令塔の役割を担う組織として、厚労省厚生科学課災害等危機管理対策室内に位置付ける。加えて、災害時における支援活動の調整機能を強化する。
- ・参画する厚労省内の部局は、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部、医薬局、社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部、老健局を想定。また、参画する活動チームとして、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害支援ナース、日本赤十字社救護班などを挙げている。
- ・災害時の役割としては、被災県に対し、被災状況が明らかになる前段階で、その災害規模に応じた活動チームを先遣隊として派遣できるように調整する。チーム員を被災県に派遣し、都道府県の保健医療福祉調整本部の立ち上げ・運営支援を行う。
- ・被災自治体の対応力向上のための施策については、▽都道府県における保健医療福祉調整本部の機能強化▽DHEAT・保健師等チームの運用▽福祉的支援体制の強化▽災害支援システム（災害時情報共有システム・D24Hなど）の改善▽災害対応職員の健康管理－について、現状の課題と今後の方向性をそれぞれ示した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会（第3回）資料

令和8年2月24日（火）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70767.html